

新座市工事成績評定評価委員会事務処理要領

(平成23年3月24日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、新座市工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 工事を主管する所属の所属長（以下「主管課長」という。）は、新座市建設工事成績評定結果通知公表要綱（平成23年新座市告示第92号）第5条の規定により評価委員会に意見を求める場合は、評価委員会の開催を評価委員会の委員長（以下「委員長」という。）に依頼するものとする。

2 委員長は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに会議を招集するものとする。

(会議の進行)

第3条 委員長は、新座市工事成績評定結果に関する説明請求書に係る評定結果について必要があると認めるときは、当該工事の工事検査員、総括監督員、担当監督員等に説明を求め、審議を行うものとする。

(審議結果)

第4条 委員長は、会議を開催したときは、速やかに審議結果を市長に報告するとともに、主管課長に通知するものとする。

2 主管課長は、前項の規定による審議結果の通知を受けたときは、速やかに受注者に回答するものとする。ただし、評定結果に修正がある場合は、受注者にその旨を通知するとともに、当該通知の写しを財政部管財契約課長に送付するものとする。

3 前項の規定により修正をしたときは、修正後の評定結果を公表するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の事務処理に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成25年7月30日市長決裁）

この要領は、平成25年8月1日から実施する。

附 則（平成31年3月29日市長決裁）

この要領は、平成31年4月1日から実施する。